防災庁設置後の船舶活用医療に関する組織体制について（今後の方向性）

現在法案審議中の**防災庁の設置にあわせて、**

- ○ **内閣官房船舶活用医療推進室は**、本年からの船舶活用医療の運用開始等を踏まえ、**廃止（内閣官房・内閣府の分室等の見直しの一環）。**（内閣に置かれている**船舶活用医療推進本部及び本部事務局は変更なし。**）
- ○ 災害時の船舶活用医療の実施を担う**内閣府（防災担当）広域避難・計画推進室の業務は、防災庁に移管。**
- ○ 防災庁設置後は、**防災庁各部門の能力を最大限活用**し、**船舶活用医療の実施体制を充実強化**（事前の体制整備、発災時の即応、自治体との連携など）。

（参考）「防災立国の推進に向けた基本方針」
（令和７年12月26日閣議決定）より抜粋

２．防災庁の担う具体的な事務

（２）円滑かつ迅速な災害緊急事態対処

（略）

災害時における船舶を活用した医療提供について、使用する船舶及び医療従事者の確保、資器材等の分散備蓄、訓練の実施等の体制整備を進めるとともに、関係者間の連携・協力の下、被災地のニーズに応じた対応を実施する。
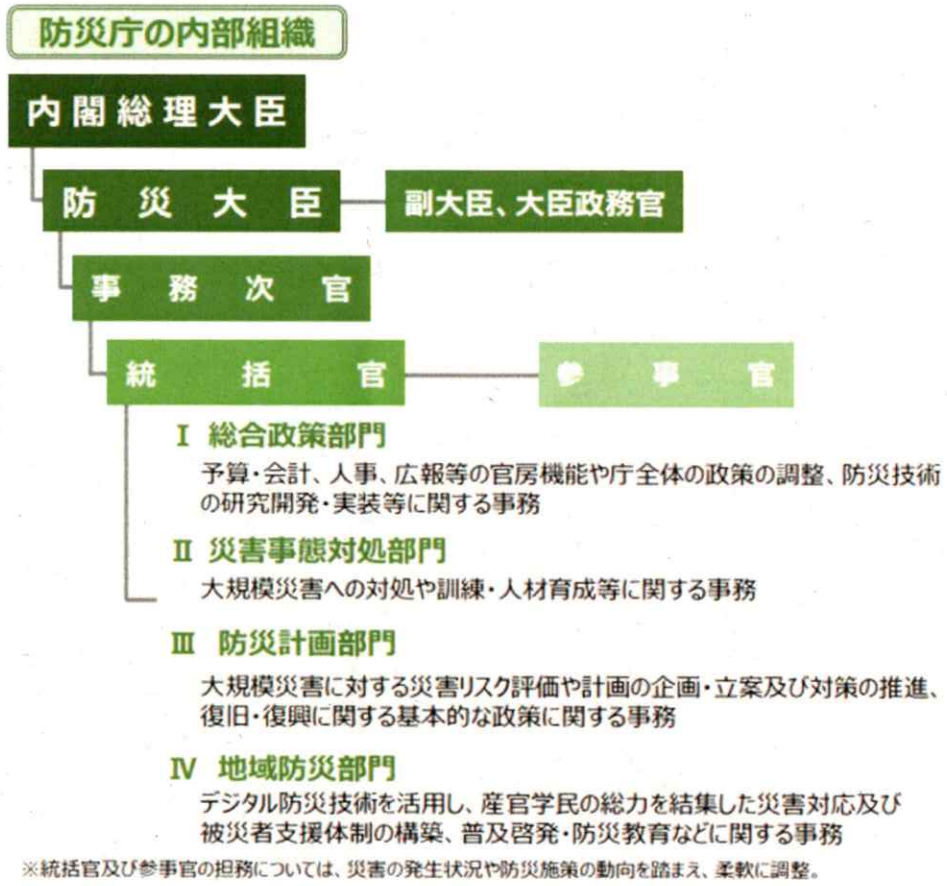
（参考）「防災立国の推進に向けた基本方針」公表資料より抜粋